

広島県安全装置等導入促進助成の概要について

1. 目的

事業用トラックの事故撲滅を目指し、安全装置等の装着を行う会員事業者に対して装置等装着経費の一部を助成する。

2. 助成交付額

車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格（消費税抜き）の2分の1（千円未満は切り捨て）とし2万円を上限とする。（中古品、レンタル品は除く）

後方視野確認支援装置と側方視野確認支援装置を同時購入の場合、及び一体型の場合は、モニターと後方カメラ、側方カメラの合計取得価格（消費税抜き）の2分の1とし、4万円を上限とする。

側方衝突監視警報装置は、車両1台につき機器の取得価格の2分の1とし、10万円を上限とする。

1事業所当たり各対象装置100台を限度

大型車用（「600N・m」以上の締め付け能力を有する）トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）の場合、1事業所1台（中古品、レンタル品を除く）、取得価格（消費税抜き）の1/2の上限3万円とする。

※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。

3. 助成要件

(1) 助成対象者

公益社団法人広島県トラック協会の会員事業者

(2) 対象車両等

会員事業者が所有する広島県内に登録している営業用貨物自動車

4. 対象装置

安全装置等とは、次に掲げる装置とする。

※ 対象装置は、別表（安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧）とする。

装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

(1) 後方視野確認支援装置

(2) 側方視野確認支援装置

(3) 側方衝突監視警報装置

※(2)及び(3)については、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、(3)をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5t以上のものを助成対象とする。

(4) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置

※ 国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

(5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

※ 安全性優良事業所（G マーク認定事業所）が導入する場合に限り、助成対象とする。

(6) トルク・レンチ

※ 車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する事業所に限る。

※ 600N・m以上の締め付け能力有するものが対象。

5. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月5日まで

※ 上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点までとする。

また、令和7年9月末までに購入した機器の提出期限は、令和7年12月18日（必着）とする。

6. 助成申請

会員事業者は、所属する協会支部に申し込むこと。